

みどり荘（指定障害者支援施設）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人みどり福祉会（以下「事業者」という。）が設置するみどり荘（以下「施設」という。）において実施する指定障害者支援施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定障害者支援施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な施設障害福祉サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 施設は、利用者の意向、趣向、障害の特性、その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供するものとする。

2 施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めるものとする。

3 施設は、施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）に基づき、利用者の心身の状況に応じて、支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものにならないよう配慮するものとする。

4 施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5 施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

6 施設は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒まないものとする。

7 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等の連携及び協力を行う等地域との交流に努めるものとする。

8 施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害福祉サービス事業者等」という。）と密接な連携に努めるものとする。

9 前八項のほか、関係法令等を遵守し、指定障害者支援施設における施設障害福祉サービスの提供を行うものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設障害福祉サービスを提供する指定障害者支援施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 みどり荘
- (2) 所在地 兵庫県相生市若狭野町雨内 800-141

(提供する施設障害福祉サービスの種類)

第4条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類は次のとおりとする。

- (1) 施設入所支援
- (2) 生活介護

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設には、常勤の管理者を1名置くものとし、次の業務を行うものとする。

- (1) 職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対し、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うこと。
- (2) サービス管理責任者に施設障害福祉サービス計画の作成に関する業務を担当させること。

2 前項のほか、施設には次に掲げる職種、員数の職員を置くものとする。

- (1) サービス管理責任者 1名以上(常勤職員)
- (2) 医師 1名以上(非常勤職員)
- (3) 看護職員 1名以上(常勤職員)
- (4) 理学療法士 1名以上(常勤職員)
- (5) 生活支援員 1名以上(常勤職員)
- (6) 栄養士 1名以上(常勤職員)
- (7) 調理員 1名以上(常勤職員)
- (8) 事務職員 1名以上(常勤職員)

3 前項に定めるものの他必要がある場合は、職員を置くことができる。

(昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間等)

第6条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 生活介護
 - (ア) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
 - (イ) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。
 - (ウ) サービス提供日 月曜日から日曜日までとする。
 - (エ) サービス提供時間 午前10時から午後4時までとする。

(利用定員)

第7条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員は次のとおりとする。

(1) 施設入所支援 50名

(2) 生活介護 56名

2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行わないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(施設障害福祉サービスを提供する主たる対象者)

第8条 施設において提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに定める主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 施設入所支援

①身体障害者

②知的障害者

③精神障害者

(2) 生活介護

①身体障害者

②知的障害者

③精神障害者

④障害児

(施設障害福祉サービスの内容)

第9条 施設が提供する施設障害福祉サービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 施設障害福祉サービス計画の作成

(2) 施設入所支援

施設が提供する施設入所支援の内容は、主として夜間において、次に掲げる便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

①正当な理由なく、食事の提供を拒まないものとする。

②食事の提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

③食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行うものとする。

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 排泄の自立についての必要な援助

(エ) 身体等の介護

介護は、利用者の心身の状況に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うものとする。

(オ) 生活相談

(カ) 健康管理

常に利用者の健康の状況に注意するとともに、毎年2回定期的に健康診断を行うものとする。

(キ) (ア) から (カ) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

(3) 生活介護

施設が提供する生活介護の内容は、主として昼間において、次の便宜を供与するものとする。

(ア) 食事の提供

(イ) 入浴又は清拭

(ウ) 身体等の介護

(エ) 創作的活動

(オ) 身体機能及び日常生活能力の維持・向上のための支援

(カ) 生活相談

(キ) 健康管理

(ク) 訪問支援

(ケ) 送迎サービス

(コ) (ア) から (ケ) に掲げる便宜に附帯する便宜

離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な介護、支援、相談、助言。

(4) 社会生活上の便宜の供与

(ア) 施設は、便宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

(イ) 施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、利用者及び家族の同意をもって行うものとする。

(ウ) 施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(5) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (4) に附帯するその他必要な指導、訓練、相談、助言。

(利用者からの受領する費用の額等)

第10条 施設は、施設障害福祉サービスを提供した際には、利用者から当該施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から関係法令等の規定により算定された介護給付費及び訓練等給付額の額に90分の100を乗じて得た額の支払を受けるものとする。この場合、提供した施設障害福祉サービスの内容、費用の

額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 前二項のほか、次に定める費用については、利用者から徴収するものとする。

(1) 施設入所支援

(ア) 食事の提供に係る費用及び光熱水費

①朝 食 1食につき260円(うち食材料費150円)

②昼 食 1食につき680円(うち食材料費350円)

③夕 食 1食につき630円(うち食材料費334円)

④光熱水費 月額 5,772円 実費に相当する額とする。

ただし、関係法令等の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合は、食費等の費用基準額を、又は当該特定障害者特別給付費が利用者に代わり施設に支払われた場合は、食費等の負担限度額を限度とする。

(イ) 日用品費の実費

(ウ) 被服費の実費

(エ) その他施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常費用となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの。

(オ) 食事キャンセルについて

利用者が、サービス利用を取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

(2) 生活介護

(ア) 創作的活動に係る材料費 実費

(イ) 入浴サービスに係る光熱水費 1回につき189円

(ウ) 日用品費の実費

(エ) 食事の提供に係る費用

①朝 食 1食につき260円(うち食材料費150円)

②昼 食 1食につき680円(うち食材料費350円)

③夕 食 1食につき630円(うち食材料費334円)

ただし、支給決定障害者等に対して食事の提供を行った場合は、上記食材料費に加えて、食事提供に係る人件費相当として、1日につき食事提供体制加算に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

(オ) 送迎サービスの提供に係る費用

送迎サービスの利用にかかる利用者負担は、燃料費にかかる実費相当額のみ徴収する。ただし、通常の事業実施地域内で送迎サービスを利用利用者については、燃料費にかかる実費相当額を徴収しない。

(カ) その他日常生活において通常必要なるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費。

(キ) 食事キャンセルについて

利用者が、サービス利用を取り消し（キャンセル）する場合は、利用予定日の3日前までに当事業所までお申し出ください。なお、サービス利用日の3日前までに申出のない場合、キャンセル料をいただく場合があります。

- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対して交付するものとする。

(昼間実施サービスに係る通常事業の実施地域)

第11条 施設において提供する施設障害福祉サービスのうち、昼間実施サービスに係る通常の実業の実施地域は、次のとおりとする。

(1) 生活介護

相生市の全域

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(ア) 喧嘩、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。

(イ) 指定した場所以外での火気を用いること。

(ウ) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第13条 施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにするものとする。

(勤務体制の確保等)

第14条 施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者の兼務関係等を明確にした勤務表を毎月作成するものとする。

- 2 施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該施設の職員によって当該サービスを提供するものとする。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない次の業務については、第三者に委託するものとする。

(1) リネン等の洗濯業務

(2) 施設整備の修繕等

(3) 前各号のほか、施設の維持・管理・運営上必要な業務であって、利用者の支援に

直接影響を及ぼさない業務

(暴力団等の排除)

第15条 施設は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

(研修・資質向上)

第16条 施設は、適切な障害福祉サービスが提供できるよう職員の業務体制を整備するとともに、資質向上をはかるために研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(防災・避難計画)

第17条 利用者の生命と安全を確保することを最優先課題とし、あらゆる災害に対して安全対策を講じるものとする。

(1) 消防計画の作成と届出

- (ア) 防火管理者たる施設責任者が、「消防計画」を作成して所轄消防署に届出る。
- (イ) 施設の火災通報装置は、感知器等の作動によって、自動的に火災場所を特定することが出来る。また、施設全館にスプリンクラー装置が設置されている。
- (ウ) 緊急事態に備え、非常食を50人分3日分備蓄しておくものとする。

(2) 防災訓練

- (ア) 訓練は、通報訓練・消防訓練・避難訓練とし、少なくとも年2回、利用者・職員の避難訓練及び消火訓練等を行うものとする。
- (イ) 避難訓練は、自力避難の困難な者の救出を重点に実施する。
- (ウ) 避難訓練の際には、所轄消防署に連絡をとる。
- (エ) 訓練への参加、日頃からの協力依頼により近隣協力者との十分なコミュニケーションを図る。
- (オ) 避難場所として、近隣の病院・公民館等の各種施設との連絡体制を十分に整える。

(3) 防火義務設置設備の整備

防火設備は消防法令に基づき適正に設置・維持管理するとともに、資格を有する者が定期的に点検を行う。

- (4) 利用者の心身状況に異変その他、緊急事態が生じたときは、医師又は協力医療機関と連絡をとり、適切な対応を行う。

(情報保護)

第18条 施設は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文章（個人情報の使用に関する同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、

それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

(衛生管理等)

第19条 施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行うものとする。

- 2 施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう感染症マニュアルを作成するとともに、必要に応じて保健所の助言、指導を求め、常に密接な連携を保つこととする。

(協力医療機関等)

第20条 施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、魚橋病院を協力医療機関として定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第21条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに前条第1項に規定する協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

- 2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、他の医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、直ちに兵庫県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 4 施設は、施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第22条 施設は、提供した施設障害福祉サービスに関する利用者及びその家族（以下「利用者等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供した施設障害福祉サービスに関し、関係法令等の規定により市町村、また、兵庫県知事又は市町村長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設置若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ及び利用者等からの苦情に関して市町村又は、兵庫県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は、兵庫県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 関係法令等に規定する運営適正化委員会が行う調査又はあっせんにできる限り協力す

るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第23条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(ア) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(イ) 成年後見制度の利用支援

(ウ) 苦情解決体制の整備

(エ) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施

(オ) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

(ア) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。

(イ) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。

(ウ) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

(エ) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。

(オ) 食事を与えないこと。

(カ) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。

(キ) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。

(ク) 性的な嫌がらせをすること。

(ケ) 当該利用者を見捨てること。

(コ) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(身体拘束の禁止)

第24条 事業者は障がい者支援施設の提供にあたっては、利用者の身体拘束は行わない。利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には「利用者の身体拘束に伴う申請書」に家族の同意を受けた時のみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができるものとする。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録することとする。

(記録の整備)

第25条 施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

(1) 施設障害福祉サービスの提供の記録

(2) 施設障害福祉サービス計画

- (3) 利用者の生命又は身体を保護するため、やむを得ず身体拘束等を行ったことに関する記録
- (4) 施設が利用者等から苦情を受け付けた場合、当該苦情の内容等の記録
- (5) 施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合、当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (6) 利用者が、正当な利用なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められたときに施設が行った市町村への通知
- (7) 利用者が、偽りその他不正な行為によって介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたときに施設が行った市町村への通知

(その他運営に関する重要事項)

第26条 施設は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、みどり福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年3月1日から改正施行する。